

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京プレイセラピーセンターと称し、英語では [Tokyo Center for Play Therapy, Inc.]と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、プレイセラピー（遊戯療法）を行うプレイセラピストの質を高め、維持し、社会的な貢献を果たすため、プレイセラピストの資格認定及び遊びの意義にまつわる検定に関わる諸事業を行い、プレイセラピーの教育、実践、研究、普及に関わる活動を行い、もって子ども、青年、家族が健全に育ち、社会全体が健全な発展を遂げることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- ① 理事会によって別に基準を規定する認定プレイセラピスト及び認定プレイセラピストスーパーバイザー（英語名は Certified Play Therapist, Certified Play Therapist-Supervisor）の資格認定と更新に関わる諸事業
 - ② 遊び及び遊びの心理的意義の検定試験に関わる諸事業
 - ③ プレイセラピーに関する啓蒙、広報活動
 - ④ プレイセラピストの資質と技能向上のための研修会、セミナーの開催
 - ⑤ プレイセラピーサービスの提供
 - ⑥ プレイセラピーに関する研究活動
 - ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な諸事業
- 2 前項のすべての事業は、日本全国及び諸外国において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の5種とし、特別会員、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以

下「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1) 特別会員 この法人の目的に賛同し、本法人の目的を達成するために有益と認められる個人、法人又は団体で理事会によって入会が認められたもの。
- (2) 正会員 この法人の認定する資格を取得して保持する者で、本法人の目的に賛同して入会し、本法人の活動及び事業を推進する個人
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し、本法人の開催する研修会などに参加し、本法人の認定資格取得や検定受験を目指そうとする個人
- (4) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会し、本法人の実施する活動に参加する心理学や隣接領域の大学学部生
- (5) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、本法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 この法人の目的に賛同し、第5条の規定に基づき会員として入会しようとする者は、会員の種別を記載した入会申込書を提出し、理事会において入会の承認を受けなければならない。

2 理事会は、前項の者の入会を認めないときには、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の権利及び義務)

第7条 会員は、この法人が主催する諸事業及び諸活動に参加することができる。ただし、一般会員、学生会員及び賛助会員はこの法人の運営への参加はできない。また、高度な専門性や知識を必要とする活動については、参加できる会員の種別を理事会によって別に定めることとする。

2 会員は、この法人が定める倫理規定を遵守しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める会費を納入しなければならない。

(休会)

第9条 会員は、正当な理由(海外移住、在住や、出産育児、疾病など)によりやむを得ず会員としての活動が制約される場合には、当該年度の休会を申請することができ、申請は、理事会によって審査される。

2 休会は1年間とし(再申請は2度までに限り可能とする)、年会費は免除される。ただし、会員としての一切の権利を受けることができないものとする。

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとするときには、当該会員にあらかじめ通知し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

3 理事会は、会員を除名したときは、除名した会員に対して、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(2) 当該会員が死亡又は団体会員が解散もしくは破産したとき。

(3) 第5条に定める会員としての規定に合致しないとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免除される。ただし、すでに発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の会費その他の抛出金品は、理事会が別に定める規定以外では返還しないものとする。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 会費の額

(3) 会員の除名

(4) 理事及び監事の選任又は解任

(5) 事業報告及び決算の承認

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 理事会において社員総会に付議した事項

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合

(2) 総社員の5分の1以上の議決権を有する社員から社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をも

って請求があった場合

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集する場合には、会議の目的たる事項等、日時及び場所を示した書面又は電磁的記録の方法により、開会の日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面又は電磁的記録の方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知をしなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がそれに当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故等による支障があるときは、出席理事のうちから議長を選出する。

(社員総会の成立)

第19条 社員総会は、総社員の議決権の3分の1以上を有する社員の出席により成立する。

(議決権)

第20条 社員総会の議決権は、特別会員は各2個、正会員は各1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録の方法をもって議決権を行使し、又は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては第19条及び第21条の適用については社員総会に出席したものとみなす。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第22条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員全員が書面又は電磁的記録の方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを理事会において定めるものとする。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第24条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を副代表理事、1名を専務理事とする。

3 前項の代表理事をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、監事は、社員以外の有識者の中からも選任することができる。

2 代表理事、副代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、それぞれの理事について、その配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事、副代表理事又専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、副代表理事がその職務を代理し、その職務を行う。

5 副代表理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

6 専務理事は、事務局を統括し、代表理事及び副代表理事に事故ある時又は欠けた時には、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、前2項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しく

は当該行為をするおそれがあると認める時、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める時は、これを理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも定款で定めた役員員数が欠けた場合には、後任者が就任するまでは、なおその役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。その場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

3 理事がその専門性による職務を執行する場合には、理事会で別に定めた業務委託費等を支払うことができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事、専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示した書面又は電磁的記録の方法により、開会の日の1週間前までに理事及び監事に対して通知をしなければならない。ただし、理事及び監事の全員によって書面又は電磁的記録の方法による同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故などによる支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、副代表理事又は専務理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電磁的記録の方法を持って決議に参加できる。その場合、当該理事は理事会に出席したものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。また、理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、一般法人法第91条第2項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 委員会及び支部

(委員会)

第37条 この法人に、委員会を設置することができる。

2 前項の委員会は、目的とする事項について調査・研究・審議・事業を遂行する。

3 第1項の委員会の委員の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 第1項の委員会は、理事会に従って本会の会務を遂行し、その結果を理事会に報告する。

5 第1項の委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、代表理事が別に定める。

(支部)

第38条 当法人の目的にある事業を全国に展開するため、支部を設置することができる。

2 支部の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 顧問

(顧問)

第39条 この法人に、3名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、当法人の運営において功労のあった者及び学識経験者のうちから理事会の推薦及び承認によって選任し、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、この法人が執行する事業に関する専門的指導と助言を行うため、理事会に参加することができるが、議決権をもたない。

4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第9章 事務局

(事務局)

第40条 この法人に、この法人の事務、会務、会計を処理するための事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の決議を得て代表理事が委嘱し、職員は、代表理事が任免する。

3 事務局の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第46条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により代表理事が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告)

第50条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

第51条 この定款に定めるもののほか、この法事の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

2 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法そのほかの法令によるものとする。

附則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

設立時理事 井上直子 小川裕美子 湯野貴子

代表理事 湯野貴子

副代表理事 井上直子

専務理事 小川裕美子

監事 嘉嶋領子、窪田由紀、平野直己

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第28条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月末日までとする。

4 この法人の設立時社員は次に掲げるものとする。

設立時社員 井上直子

設立時社員 湯野貴子

5 この法人の設立時の会費は、別表1の通りとする。

別表1

会員の種別	年会費
特別会員	8000円
正会員	4000円
一般会員	4000円
学生会員	2000円
賛助会員	10000円

6 任意団体東京プレイセラピーセンターに属する権利及び義務の一切は、この法人が継承する。

令和4年10月6日